

大分大学福祉健康科学部再入学取扱細則

平成28年3月19日制定

平成28年福祉健康科学部設置室細則第12号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学再入学規程（平成24年規程第19号。以下「再入学規程」という。）第11号及び大分大学福祉健康科学部規程（平成28年福祉健康科学部規程第1号）第24条の規定により、大分大学福祉健康科学部（以下「本学部」という。）における再入学の取扱いに関し必要な事項を定める。

(出願可能期間)

第2条 再入学は、退学又は除籍後から起算して5年以内に限り志願できる。

(再入学出願手続)

第3条 再入学を志願する者は、再入学規程第3条第1項に規定する再入学の願い出に係る所定の様式のほか、本学部が必要と認める書類を提出しなければならない。

(再入学の審査)

第4条 再入学の審査は、福祉健康科学部審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出書類及び面接等を総合して行う。

2 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 教務・実習委員長
- (3) 学生生活委員長
- (4) 入試・広報委員長
- (5) その他学部長が必要と認める者

(再入学の決定)

第5条 再入学の決定は、前条の審査委員会の審査に基づき、教授会の審議を経て学長が行う。

(修業年限及び在学期間)

第6条 再入学を許可された者の修業年限及び在学すべき年数等については、福祉健康科学部教務・実習委員会が審査し、教授会の審議を経て決定する。

(既修得単位の認定)

第7条 再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いは、福祉健康科学部教務・実習委員会が審査し、教授会の審議を経て決定する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年福祉健康科学部細則第7号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。